

家族面会室で面会をされる方へ

平日（矯正指導日を除く。）に家族面会室で面会をされる方に限り、当センター売店で取り扱っている嗜好品等（お菓子・飲料）を差し入れ、嗜好品等を喫食しながら面会を行うことができるようになりました。詳細については、面会受付又は売店の係員にお尋ねください。

なお、上記差し入れは1日1回までとなっており、お菓子及び飲料は、面会人及び面会の相手方それぞれ1人1点まで（面会人が2人の場合、お菓子及び飲料はそれぞれ3点まで）となっています。また、嗜好品等を喫食しきれなかった際、差し入れの相手方が廃棄することに同意した場合に限り差し入れを許可しますので、嗜好品等を購入されても差し入れができないことがあるので、ご留意願います。

令和2年3月23日